

## 板橋区住民防災組織電源確保事業発電機支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、首都直下地震等の災害により、大規模な停電が発生した場合において、地域の防災活動に支障が生じないように電源の確保を推進するため、板橋区の区域内（以下「区内」という。）の各住民防災組織に発電機を支給すること（以下「発電機支給事業」）により、もって地域防災力の向上を図ることを目的とする。

### (支給対象)

第2条 発電機支給事業の支給対象者は、住民防災組織（区内において自主防災組織（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。）として活動する団体のうち、区長に住民防災組織を結成した旨の届出をしている者に限る。）とする。

### (支給申請)

第3条 発電機支給事業による発電機（以下「発電機」という。）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、区長が定める期日までに、発電機支給申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、1組織につき、1回限りとする。

### (支給決定)

第4条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請について、東京都知事（以下「知事」という。）に東京都地域コミュニティ防災活動拠点電源確保事業補助金交付要綱（令和2年4月1日都知事決定）に基づく補助金（以下「都補助金」という。）の交付申請を行う。

2 区長は、前項の交付申請について知事からの都補助金の交付決定があったときは、申請者に発電機の支給の決定（以下「支給決定」という。）を行う。

3 区長は、支給決定をしたときは発電機支給決定通知書（別記第2号様式）により、発電機の不支給を決定したときは発電機不支給決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

4 区長は、支給決定に当たって、必要と認める条件を付することができる。

### (申請の撤回)

第5条 支給決定の通知を受けた者（以下「支給決定者」という。）は、支給決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、発電機の支給申請の撤回をしようとするときは、前条第3項に規定する通知を受けた日から起算して14日以内に、その旨を記載した書面を区長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第6条 区長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことが出来る。

- (1) 偽りその他の不正の手段により支給決定を受けたとき。
- (2) 支給決定に際し、付した条件に違反したとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反する等、区長が不相当と認める事由が発生したとき。

(費用弁償)

第7条 区長は、前条の規定により、支給決定を取り消した場合において、既に発電機を支給しているときは、別に期限を定めて、当該発電機又は当該発電機の価格に相当する金額及びその支給に要した経費の返還を命ずるものとする。

(受領手続)

第8条 支給決定者は、発電機の支給を受けたときは、速やかに発電機支給受領書（別記第4号様式）を区長に提出するものとする。

(発電機の保管等)

第9条 支給された発電機は、当該発電機の支給を受けた者が属する住民防災組織が管理する倉庫等に保管するものとする。

2 支給された発電機の所有者は、前項の住民防災組織の代表者とする。

(物品管理)

第10条 発電機の支給を受けた者は、善良な管理者の注意をもって支給された発電機の維持管理をしなければならない。

2 支給された発電機の維持管理及びこれらの使用に要する消耗品その他の費用は、発電機の支給を受けた者が負担するものとする。

(検査等)

第11条 発電機の支給を受けた者は、板橋区職員又は東京都職員がこの要綱による発電機の支給に関し検査する必要がある場合又は報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めのない事項は、危機管理部長が別に定める。

付則（令和3年6月1日区長決定）

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付則（令和4年4月1日区長決定）

この要綱の一部改正は、区長決定の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

（宛先）板橋区長

年 月 日

組 織 名  
代表者氏名  
住 所  
電 話

### 発電機支給申請書

板橋区自主防災組織電源確保事業発電機支給要綱第3条の規定に基づき、下記のとおり発電機の支給を申請します。

記

発電機の希望	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無 （チェックをしてください）
発電機格納場所	建物名： 住 所：

#### 注意事項

- ・ 発電機の支給は複数回申請することは出来ません。

第2号様式（第4条関係）

板危地第 号  
年 月 日

様

板橋区長

## 発電機支給決定通知書

年 月 日付けの発電機支給申請について、板橋区自主防災組織電源確保事業  
発電機支給要綱第4条第3項の規定に基づき、発電機を支給することを決定いたしました  
ので通知します。

部署名：

担当者名：

問合せ：

第3号様式（第4条関係）

板危地第 号  
年 月 日

様

板橋区長

## 発電機不支給決定通知書

年 月 日付の発電機支給申請については、板橋区自主防災組織電源確保事業  
発電機支給要綱第4条第3項の規定に基づき、下記の理由により発電機を不支給と決定し  
たので通知します。

記

1 決定の内容

2 不支給理由

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

組 織 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

住 所 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

### 発電機支給受領書

年 月 日付け 板危地第 号により支給決定された発電機については、  
下記のとおり確かに受領いたしました。

記

受領日	年 月 日
-----	-------